

## 広報よりい、町公式ホームページ、寄居駅自由通路で お店や企業、商品をPRしませんか？

町では、自主財源の確保と地域産業の振興を図るため、「広報よりい」、  
「町公式ホームページ」など、次の媒体に有料広告を掲載・掲示しています。  
今回、下記のとおり広告主を募集します。

なお、掲載等ができない広告、業種等がありますので、詳細については、ホームページで確認するか、担当課へお問い合わせください。

■募集期間／6月12日(金)～7月10日(金)

■申込方法／有料広告掲載申込書に必要事項を記入の上、広告原稿を添えて、お申し込みください。

※媒体によって提出書類が異なりますので、ご注意ください。

### 町公式ホームページ (バナー広告)



町公式ホームページのトップページに掲載するバナー広告の広告主を募集します。

ホームページは世界中から閲覧可能です。お店や企業を世界へPRしてみませんか。

掲載位置に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

掲載位置	トップページ (位置は町が決定します)
規格	縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内、GIF形式
募集枠	5枠
掲載期間	1カ月単位
掲載料	10,000円／ひと月の1枠
月間アクセス数	約24,300件

問い合わせ・申し込み／総務課(☎581・2121内線314)へ。

### 広報よりい



町では「広報よりい」を毎月1日に発行し、町内の各世帯にお届けしています。

また、男衾・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

同一の広告募集枠に複数の申し込みがあった場合は抽選になります。また、1号における広告の掲載枠数は、1事業所につき1枠としますが、掲載希望者が広告枠数に満たないときは、複数枠に掲載することができます。

掲載位置	表紙・裏表紙以外のページで、位置は町が決定します。
規格	1枠 縦48mm×横89mm 2色刷り(色指定不可)
募集枠	1号につき4枠
掲載料	10,000円／1号の1枠
月間発行部数	12,700部

問い合わせ・申し込み／総務課(☎581・2121内線314)へ。

### 寄居駅



### 自由通路

#### (広告掲示スペース)

寄居駅自由通路の広告スペースに掲載するポスター、横断幕等の広告主を募集します。お店や企業、商品のPRにぜひご利用ください。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます(乗客約4,000人/日)。

問い合わせ・申し込み／都市計画課(☎581・2121内線241、242)へ。

種類	規格	募集枠	使用料	備考
掲示板	縦1080mm×横740mm以内 (Aタイプ)	6枠	5,000円/枠	B1サイズ
	縦1080mm×横740mm以内 (Bタイプ)	4枠		B1サイズ 連続2枠使用可
	縦580mm×横950mm以内 (Cタイプ)	6枠		A1サイズ 連続3枠使用可
	縦830mm×横950mm以内 (Dタイプ)	3枠		B1サイズ 連続3枠使用可
展示ケース	縦830mm×横650mm以内 (Eタイプ)	2枠		A1サイズ
	幅350mm×奥行380mm×高さ300mm以内 (Fタイプ)	6枠		連続2枠使用可

## 児童手当受給者の皆様へ

# 現況届の提出を忘れずに！

児童手当の現況届とは、毎年6月に、引き続き児童手当を受ける資格があるかどうかを確認する大切な手続きです。現在、児童手当を受給している方には、6月上旬に用紙等を郵送しますので、6月30日(火)までに提出してください。受給する資格があっても手続きを済ませていないと、6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

なお、6月中旬までに用紙が届かない場合は、子育て支援課へお問い合わせください。

#### ○現況届に必要な添付書類

- ・受給者(保護者)の健康保険被保険者証等の表面のコピー(寄居町国民健康保険被保険者、または国民年金加入者は必要ありません)
- ・平成27年度(平成26年中分)課税証明書  
今年1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみ必要です。1月1日現在の住所地の役所で証明書を発行してもらってください。  
配偶者が、控除対象配偶者になっていない場合は、配偶者の分も必要です。

#### ○支給月額

- ・所得制限限度額未満  
0～3歳未満(一律)／15,000円  
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)※／10,000円  
(第3子以降)※／15,000円  
中学生(一律)／10,000円  
※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。
- ・所得制限限度額以上 0歳～中学生(一律)／5,000円

#### (所得制限限度額表)

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額(目安)
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円
6人以上	1人につき38万円ずつ所得額に加算	

実際の適用は受給者の所得額で行います。(配偶者の所得は合算しません)また、扶養親族等の数は、16歳未満の扶養親族にかかる年少扶養控除は廃止されましたが、税法上16歳未満の扶養親族についても申告等を行うこととなっており、課税情報から数を把握します。(確定申告や源泉徴収票での被扶養者が、限度額の判定時の扶養親族等の数となります。課税上、被扶養者となっていない場合は扶養親族等の数にはなりません)

#### ○支給日 6月、10月、2月の各10日です(休日の場合は前日になります)。

今年度は次のとおりです。6月10日(水)、10月9日(金)、平成28年2月10日(水)

#### ○その他の届出

- ・次のいずれかに該当される方は印鑑等を持参の上、子育て支援課で手続きをしてください。
  - ・出生により、養育する児童が増えたとき
  - ・転入により、寄居町で新しく受給することとなったとき
  - ・受給者が児童を養育しなくなったとき
  - ・受給者が公務員(郵政各社および国立大学法人等の職員を除く)になったとき
- ※振込口座を変更するときは、支給日の1カ月前までに印鑑・通帳を持参して手続きをしてください  
※転出する際は、町に受給事由消滅届を、新しい市区町村へは認定請求書を提出してください。

#### ○過年度の現況届について

平成25・26年度の現況届を提出されていない方は、至急提出してください。

児童手当に関することは、内閣府(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>)、または厚生労働省([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/jidouteate/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html))のホームページでもご確認できます。  
問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線133)へ。

